

## 公 告

坂井市坂井町木部東、東荒井、蛸の区域の一部を受益地域(別紙のとおり)とする暗渠排水事業を県営土地改良事業東荒井地区として施行することを申請するため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第5項において準用する第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和 7年 9月16日

県営土地改良事業施行申請人

### 記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業計画概要書の写し
  - 2 縦覧の期間  
令和 7年 9月16日から  
令和 7年10月16日まで
  - 3 縦覧の場所  
坂井市農業振興課  
坂井市農業振興課ホームページ
  - 4 意見書の提出方法等について
    - (1) 意見書の提出先
      - ①郵便 郵便番号〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1  
県営土地改良事業申請人代表
      - ②ファクシミリ 0776-67-7514
      - ③電子メール saka-tochi@city.fukui-sakai.lg.jp
    - (2) 意見書の提出期限  
令和 7年 9月16日
    - (3) 意見書の提出上の注意
      - ①意見書の提出の方法は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
      - ②意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。
      - ③意見書には、個人にあっては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。これらは発表させていただくことがあります。
      - ④電話での意見はお受けできません。
- ※注 4の(1)の②及び③は可能な限り活用する。